

平成 28 年第 3 回定例会 厚生常任委員会

平成 28 年 10 月 13 日

佐々木(正)委員

今日頂きましたこの委員会資料、本会議でこの第 110 号議案が提出されて、本委員会に付託されたわけでございます。今まで、この憲章を策定していくということも賛成、賛同いたしましたし、また、早急につくった方がいいという意見も理解をしております。その上で、今回のこの 2 ページを拝見をしまして、やはりこのままだと少し納得がいかない部分があるので、ちょっと聞いてみたいと思うんですが。

憲章の様式、体裁についてなんですが、様々な憲章について、今インターネット等も発達しているので、様々な憲章について調査しました。例えば、児童憲章、これは例えば前文があつて、総則があつて、それから本文があると。この児童憲章自体が日本憲法に基づくものでつくられているというようなことがあつて、その前には、児童の権利宣言というものもあつて、その上で制定会議やあるいは審議会を経て、2 年掛かりでつくったというような、他の憲章のそういうところもありますし、そういうしっかりとした議論を踏んでいくとなっている憲章もあるんです。

今回は、凄惨な事件であったため、早く県民へ神奈川から憲章という形で発信していくというのは理解をもちろんしているわけですが、確かに短期間でつくっているということは大変な御苦労だったということは敬意を表するところでもありますけれども、この憲章の、これを見ますと、このままだと宣言そのものでもおかしくないというような印象もあります。そしてまた、これ自体が先ほど言った、前文があつて、総則があつて、本文があるというような体裁ではないということがあつて、なぜこのような体裁になったのか、まず先にお聞きします。

保健福祉局副局長

この体裁というお話がございました。まず、憲章というものについて、私も定まった形式があるかといえば、それはないと考えています。委員御指摘のとおり、様々な憲章がこの世の中にあるということは十分に承知しております。私どもとしては、今回正に今、委員がおっしゃいましたように、県として述べることをスピード感を持って出したいというふうに考えまして、このようにまず、本旨となる内容を冒頭で述べまして、そして、それを策定するに至った経緯、そして、四つの憲章の内容として取組等を端的に書かせていただいたというところがございます。

佐々木(正)委員

憲法に基づいて、あるいは匹敵するような考えでの神奈川県憲章ということなので、今の答えだとなかなか納得ができないんですが、こういうしっかりしたものを短期間でもつくっていくというように私は理解をしていたんですが、これを、ではこのまま今後生かして施策にも反映していくというのはいいと思うんですが、例えばこれに具体的なものはなくても、項目だけでもこういう施策をやっていくんだというところは書けなかったのか、お聞きします。

保健福祉局副局長

委員の御指摘にもありましたように、憲章のスタイルとして基本的な策定に至った経緯ですとか策定に当たっての姿勢、そして基本的な項目を述べた後に、ある程度具体的な施策の方向性を述べるというふうな体裁もあるというような憲章があるということは承知をしております。

一方、私どもといたしましては、今回の憲章の趣旨というのが、これだけの事件が起きて大変不安、衝撃を受けている方がいるという中で、県としての基本方針を示し、県としては障害福祉にしっかり取り組んでいくんだということを確認を示すために、その基本方針を示したいということで作りましたので、具体的な施策の部分についてはここに載せていないというところでございます。

佐々木(正)委員

基本方針なのですか。憲章でしょう。憲章の上で基本方針を示しただけ、憲章は基本方針を示しただけという今の答弁ですか。

保健福祉局副局長

この憲章は、県の障害者施策に関する基本方針を述べたものと考えております。

佐々木(正)委員

そういう憲章もあるということですが、それはタイムラグがあって、お尻が決まっています、だからそういうふうな形にしたというように聞こえちゃうんですね。ですから、私はこの短期間でつくれるべきものもあったのか、それともそういう時間的な制約というものもあったのか、ちょっとそこを聞きたい。

保健福祉局副局長

これだけ重要なものをつくるという観点で取り組んでおりますので、現時点で必要な内容を盛り込みたいと私どもは考えました。現時点で私どもが発信すべき内容は、県としても障害福祉に関する基本方針であると考えまして、このようにいたしました。そして、具体的な施策につきましては、この間の委員会審議でも御説明しておりますように、障害者計画あるいは障害福祉計画というものを来年度、また再来年度の改定を予定しておりますので、そうした中に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

てらさき委員長

私から、すみません。県の障害施策の基本方針というお話なんですが、これは私たちもこれから議会でどうするか判断をし、県民と一緒に作り上げた、ある意味県民の憲章でもあるんですが、県の障害施策の基本方針というところに、少し私も気になったのですけれども、もう一度教えてください。

保健福祉局副局長

私ども、これまで障害福祉施策につきましては、県と申しあげましたけれども、県民の皆さんと一緒に取り組んできた、ともに生きる社会かながわということをお県の皆様と一緒に取り組んできたというのが基本的な姿勢でございます。それをもって、県の、というふうに申しあげましたけれども、それは決して県だけの話ではなくて、県民とともに歩んでいく、そうした内容の下にこの憲章があるというふうに考えているところであります。

佐々木(正)委員

そう言えばそうなのかもしれないんですけども、やはり憲章というのは大変重いものであるというふうに私は思うんですね。ですから、そういう前文、総則、本文みたいなものに体裁をしっかりとつくっていくということ。分かりやすい言葉で、そしてきのう頂いた様々な、温かい心とか命、生命、尊厳だとかそういう部分を含めて書いていくべきなのではないかと思うんですね。

私は、ですから今回、これだけだと何か宣言のようなイメージもなきにしもあらずだと思うので、今後、今のままだと体をなしていないとも読み取れるこの案文について、今後加筆をしていくというような考え方も検討するべきなのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

保健福祉局長

ただいまの佐々木委員の御質疑に、副局長からるる御答弁させていただきましたけれども、私はこの憲章はやはりこの時期にどうしても出さなくてはいけないという、強い認識を持ってございます。それはやはり、この前文に書いてございますように、非常に多くの方が不安あるいは衝撃を受けて、それを一日も早く県として、議会と合作で強いメッセージを出させていたいただいて、それを少しでも払拭したいという思いが大変強いということでもあります。

もう一つは、当然の話でありますけれども、その不安をメッセージだけで払拭できるわけではありませんので、大きな基本的な方向性として憲章という名前で定め、議会と一緒に議会の御同意を頂いて、合作でこれをつくり上げて、そして具体の共生社会の実現につなげていきたい。その思いでこういう憲章を。確かに委員おっしゃるように、非常に重厚な憲章も数多くある、それはもちろん存じておりますけれども、やはりこれを県民と共有できるということが非常に重要だと私どもは思っております。先ほどのサブタイトルに、この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します、という形で、これくらいのボリューム、あるいはこれくらいの基本的な大きな方向性を早く示すことが大事だというふうに考えております。

佐々木(正)委員

そのボリューム、大きさというんですか、量は今、局長が考えているものであって、それは県民捉え方それぞれあると思うんです。ですから、しっかりとしたそういうものをつくってもいいんじゃないかというふうに私は思っているものですから、今後、こういう様々な施策をやりながらも、検証する中で加筆していくということも大事なのではないかというふうに私は思うんですね。

ですから、今後、これだけを見ると、何回も言うように憲章にはもちろん作成するのに反対もしませんし、早急につくるということも分かるし、きのうの様々な支援者団体もそうですし当事者もそうですし、教授の話もそうです。分かっているんですけども、その中で、今後はやはりこの憲章自体も検証をしていく必要があるというふうに教授も言っていたわけですよ。そういうところをどういう形で検証していくか、憲章を検証していくのかということ、加筆していくということも大事なんじゃないかなと思っておりますので、もう一回答弁を。

保健福祉局長

きのうの市川先生のお話も踏まえて、答弁させていただけるのなら、まず、

この憲章、自体非常になかなか文章もよく練れていると。かなりいいんじゃないかというふうに言われましたけれども、それでスピーディに定めて、その上でまず実践していく。実践して、それから検証をすると。その中で、今、例えば委員からお話があったように、憲章に基づく具体の施策をどうやって見せていくか、いろいろ県民に共感いただくためにどうやって見せていくかというのは、これは正におっしゃるとおり今後の課題だと思いますので、それはどういう見せ方がふさわしいのかというのは、実践をしつつ、検討させていただきます。

佐々木(正)委員

見せ方という部分の中には、憲章に加筆していくというのが含まれているんじゃないかというふうに思いますし、やはり憲章を確かなものに、そして県民にとってもすばらしいものにしていくためにも、やはり是非そういう検討をしていただきたいなと思います。

次に第109号について、11日の報告書にもありましたとおり、何回も申し上げているところでありますけれども、この広報をしていく中で、12月の障害者週間に合わせて各紙やっていくということで、ただいまの御質問の中にもあったように主要7紙にやっていくということであります。そのこと自体は、だんだん発展的に良くなってきたと思うんですが、そういうところを、何と云うか、やっつけ仕事みたいにぽんと出して、それを賛成してもらおう、採決してもらおうというような、安易な姿勢については、現に慎んで、しっかりとそれは議会に説明を詳しくしていくべきでないかなと思うんですね。それについて、どうですか。

保健福祉局長

今回の予算案提案に関して、様々、委員の皆様、各党派から、この広報あるいはフェスタに関しては御意見を頂いております。私どもはこれを真摯に受け止めて、その事業内容を更に精査するというだけのみならず、今後これを教訓としていきたいというふうに考えております。

佐々木(正)委員

最後に、何回も申し上げますけれども、新たなスタートというからには、既存のこういう障害者週間、ここで行っていくということも大事です。これはいろいろな意味で、障害者を理解していくためにはものすごく重要な部分でありますので、これはもう間違いなくノーマライゼーションを考えても大事。私、何回も申し上げているのは、もっと幅広い、個性豊かな多様性を社会の中に包摂していくという考え方がやはり大事だということで、ずっとそれを申し上げている。そういう意味からすると、一日も早く憲章を実効性あるものにしていく中でも提案をさせていただいている、ともに生きる社会かながわ週間、一日も早くこの7月26日を例えば起点としてつくっていただくことが大事だと思うんです。申し上げるとすぐにまず憲章をつくってからという話なんですけれども、やはり私は同時にやっていかなければいけないのではないかなと思うんです。ですから、施策を実効性あるものにして、またそれを検証しながら、つくっていく憲章をやはり県民に多く訴えていくというのは確かに実行していかなければいけないと思うので、それを担保するためにも、そういうものを早くつくっ

ていくということを約束をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。  
保健福祉局長

委員から御提案があります、ともに生きる社会かながわ週間でございますけれども、非常に良い御提案だと思っておりますけれども、それを県だけでやってもそれは広がりませんので、やはり今後、例えば仮称ですが共生フェスタの実行委員会、様々な団体、市町村、企業にも入っていただき、そういった場で県から提案させていただいて、障害当事者団体を含めて、御意見を伺った上で、十分検討してまいりたいと思います。

佐々木(正)委員

最後に意見、要望ですが、やはり所管としては保健福祉局だと思います。障害者の方々にそういうのを受け持ってもらってこれを進めていくというのではなくて、全ての県民がこれに取り組んでいくということを考えると、部局においても横断的にやはり進んでいくと思うんですね。ですから、部局もクロス・ファンクションして、こういう議論を進めていただきたいと思います。

それについて、すみません、今意見と言ったんですが、最後に答弁ください。  
保健福祉局長

津久井の再生を含めて、全庁横断的にこれまで取り組んでまいりましたけれども、当然、ともに生きる社会というのは保健福祉局だけでできる話ではございませんし、様々な部局、あるいは場合によっては全ての部局が関わっていくものと考えますので、私どももそういう思いで取り組んでおります。

佐々木(正)委員

ソーシャル・インクルージョンという考え方を基に、是非、クロス・ファンクションの仕組みをつくって実行していただきたいと思いますということを要望して、終わります。

## 意見発表

佐々木(正)委員

当常任委員会に付託された定県 109 号議案及び定県 110 号議案について、公明党県議団として意見、要望を述べます。

まず、ともに生きる社会推進事業費の政策広報について、県はこうした理不尽な事件に屈することなく、断固たる思いで、ともに生きる社会かながわを実現する強いメッセージを 12 月の障害者週間に合わせて、社会に広く発信していくとのことですが、今後は、様々な個性を持つ方々を、その多様性を含めて、個性としてそのまま社会の中に包摂するソーシャルインクルージョンという考えを基に、新たにともに生きる社会かながわ週間を設け、憲章とともに実効性のある施策を広く県民などに広報展開していくことを要望します。

定県第 109 号議案につきましては、「「ともに生きる社会推進事業費」のうち、政策広報については、知事室所管「政策広報推進事業費」が実施されることを踏まえて、目的、対象を明確にした上で、相乗効果を生むような事業とすること。また、「共生フェスタ」については、実施そのものが目的とならないように、当事者参加の視点を大切にし、多くの人々の共感共鳴を生むような事業とするとともに、名称の見直しについても検討すること。」という意見を付けて、原案のとおり賛成いたします。

次に、定県 110 号議案 ともに生きる社会かながわ憲章の策定については、今回、極めて短時間の間に憲章の案文がまとめられたわけですが、急づくりという事情はあるにせよ、憲章という名にふさわしいかどうかについては、疑問を持っております。

先ほどの質疑でも申し上げましたが、憲章とは、私が理解する限り、一般的にはまず宣言が発せられ、それに基づき組織された制定会議や審議会を経て、策定されるものです。もちろん、全てがそうであるとは申しませんが、それほど重みを持つものであると理解しております。

少なくとも、憲章とは、冒頭で神奈川県共生についての理念が掲げられ、続いてその理念に基づく県民としての行動指針が具体的かつ理念を網羅する形で、箇条書きで示されるという体裁が求められるのではないのでしょうか。

また、本日の質疑では、どのような人々までを包摂するかということについても、説明なしには正確な理解が難しいといった点も指摘されました。

したがって、本日晒された文案につきましては、宣言とするには必要十分と考えるものの、憲章としては未完成の状態であると考えております。

つきましては、今後県として様々なアクションを起こしていく中で、正に憲章を検証しつつ、必要な加筆等拡充を図っていかれることを要望し、賛成いたします。